（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第十七条　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第五裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会と」を削り、「文部科学大臣」を「原子力規制委員会と」に改める。

（原子力規制庁組織規則の一部改正）

第十八条　原子力規制庁組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第十条」に、「第十条」を「第十一条」に、「第十四条」を「第十七条」に、「第十五条」を「第十八条」に改める。

第一条第二項中「第四条第一項第八号」を「第四条第一項第十号」に改める。

第二条中「六課」を「七課」に、「監視情報課」を「監視情報課　放射線対策・保障措置課」に改める。

第三条第一項第十五号中「原子力安全規制対策」を「電源利用対策及び原子力安全規制対策」に改める。

第八条第一項第三号を次のように改める。

三　放射線による障害の防止に関する事務のうち放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関すること。

第八条第一項に次の一号を加える。

四　放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

第十五条を第十八条とし、第十四条を第十七条とし、第十三条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（放射線環境対策室及び企画官）

第十五条　監視情報課に、放射線環境対策室及び企画官一人を置く。

2　放射線環境対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　放射線による障害の防止に関する事務のうち放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関すること。

二　放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

3　放射線環境対策室に、室長並びに環境放射能対策官一人及び地方放射線モニタリング対策官三人を置く。

4　環境放射能対策官は、放射線環境対策室の所掌事務のうち専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

5　地方放射線モニタリング対策官は、特定の地方における放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定並びに放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務のうち専門的事項に関する事務を行う。

6　企画官は、命を受けて、監視情報課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（放射線規制室及び保障措置室並びに企画官）

第十六条　放射線対策・保障措置課に、放射線規制室及び保障措置室並びに企画官一人を置く。

2　放射線規制室は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の施行に関する事務をつかさどる。

3　放射線規制室に、室長及び廃止措置確認専門官二人を置く。

4　廃止措置確認専門官は、放射性同位体元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に関する事務のうち許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置に関する専門的事項の調査、指導及び助言に関する事務を行う。

5　保障措置室は、国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事務をつかさどる。

6　保障措置室に、室長を置く。

7　企画官は、命を受けて、放射線対策・保障措置課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条の次に次の一条を加える。

（放射線対策・保障措置課の所掌事務）

第九条　放射線対策・保障措置課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　放射線による障害の防止に関すること（原子力防災課及び監視情報課の所掌に属するものを除く。）。

二　国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　第十五条第三項の地方放射線モニタリング対策官のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条　原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表を削り、附則の次に別表として次の四表を加える。

別表第一（第三条、第四条関係）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）	第四十一条の七第一項及び第四十一条の十三（これらの規定を第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の四十において読み替えて準用する場合を含む。）

別表第二（第五条、第六条関係）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第四十一条の十三（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の四十及び第四十一条の四十一において読み替えて準用する場合を含む。）